

岡山市農業次世代人材投資事業中間評価会設置要綱

制定	令和元年9月30日
一部改正	令和3年7月1日
一部改正	令和4年9月12日

(目的)

第1条 この要綱は、令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業実施要綱」という。）別記1第7の2（6）の規定に基づく中間評価（以下「中間評価」という。）を実施させるため、岡山市農事業次世代人材投資事業中間評価会（以下「評価会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）交付対象者（以下「交付対象者」という。）の中間評価に関すること。
- (2) 中間評価に準じた評価に関すること。
- (3) その他中間評価等にあたって必要な事項に関すること。

(評価会の設置)

第3条 評価会は、交付対象者ごとに、次の各号に掲げる者から選定し構成する。

- (1) 岡山市
- (2) 国事業実施要綱別記1第7の2（12）に基づくサポートチーム
- (3) 関係機関
- (4) 指導農家
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営等)

第4条 評価会には会長を置き、交付対象者を管轄する区農林水産振興課もしくは支所産業建設課の課長をもってこれに充てる。

- 2 会長に事故があるときまたは不在のときは、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。
- 3 評価会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、委員が出席できないときは、当該委員指名により所属団体の職員を代理出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 評価会の事務局は、農林水産課と協力し、資金交付対象者を管轄する区農林水産振興課もしくは支所産業建設課において行う。

(中間評価の実施時期)

第5条 会長は、令和2年度までに資金交付対象者として本事業の採択を受けた者（以下「採択者」という。）については交付期間2年目が終了した時点で、令和3年度の採択者については経営開始3年目が終了した時点で、当該交付対象者に出席を求め、原則、面接等により中間評価を行うこととする。

(中間評価の方法と基準)

第6条 中間評価は、交付対象者の事業採択年度ごとに以下の方法によって行い、判定結果を岡山市へ通知する。

(1) 令和2年度までの採択者

評価項目及び評価基準は別表1（農業次世代人材投資事業中間評価表）のとおりとし、交付対象者ごとに次の各号のいずれに該当するか判定する。

(ア) A（良好）：引き続き交付を継続する。あるいは、A評価の交付対象者のうち希望する者については、審査を実施した上で、経営発展支援金を交付する。

(イ) B（やや不良）：サポートチームを中心とした重点指導の対象として認定し、1年間重点指導を行いつつ資金の交付を継続し、再度中間評価に準じた評価を行う。

(ウ) C（不良）：資金の交付を中止する。

(2) 令和3年度の採択者

評価基準は、国事業実施要綱別記1第7の2(6)のウに定める経営開始3年目の農業所得または農業収入等の状況により、別表2のとおりとし、交付対象者ごとに次の各号のいずれに該当するか判定する。

(ア) A(順調) : 引き続き交付を継続する。あるいは、A評価の交付対象者のうち希望する者については、審査を実施した上で、経営発展支援金を交付する。また、A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。

(イ) B(順調ではない) : 資金の交付を中止する。

2 評価は、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、前項に定める評価基準を基に出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和元年9月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

(別表1)

岡山市農業次世代人材投資事業 中間評価表(令和2年度までの採択者用)

交付対象者 氏名 _____

評価者 氏名 _____

評価区分		評価の視点	評価基準 ※該当の数字を○で囲んでください
1 2 3 4	意欲	★交付要件 次世代を担う農業者として強い意志を有しているか	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		経営評価 問題意識を持って経営に取り組み、良い点や問題点の洗い出しができていますか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		改善・工夫 サポートチームや指導農家等からの助言を聞き入れ、経営の改善や工夫をしていますか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		地域との関係 地域活動や交流会への参加。生産部会や青年農業者クラブ等、仲間づくりができていますか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
5 6 7 8	農地	★交付要件 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しているか。また、交付対象者の所有と親族以外からの賃借が、交付対象者が耕作する耕地面積の50%以上を占めているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		農地の確保 営農計画の達成に必要な農地は確保ができていますか。また、その努力が感じられるか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		所有、利用権設定 適正に農地の権利を有している、もしくは特定作業受委託契約を受けているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		は場管理 除草・排水対策・施肥・防除を適切に行い遊休農地化させていないか(は場の写真で確認)。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
9 10	機械 施設	★交付要件 主要な農業機械・施設を本人が所有している又は借りているか	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		農作業安全 農業機械の安全使用に関する知識と意識を有しているか	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
11 12 13 14 15 16 17	営農状況	★交付要件 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引しているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		技術 作物・肥料・農機具の操作方法など、基礎知識の理解。栽培技術の習得状況。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		販売計画 生産物の流通について関心を持ち、安定的な販売のための取り組みを行っているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		労務管理 必要な農業従事日数・労働力の確保。作業日誌の記録。スケジュール管理。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		労働環境 労働環境の改善に取り組んでいる。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		福利厚生 家族や従業員を含め、必要な社会保険や労働保険、公的年金等に加入している。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		情報収集 自ら相談や情報収集できているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
18 19 20 21 22 23	経営	★交付要件 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理しているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		★交付要件 農業経営に関する主宰権を有しているか。(本人が経営判断しているか)	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		経営管理 帳簿の記録・簿記記帳状況。経営のための資金と家計のための資金を分けているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		税務申告 税務申告主が本人であるか、または本人の経営部門の帳簿があるか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		コスト管理 生産に係るコストを常に管理し、収益の増加を図っている。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		財務管理 財務諸表の見方を理解しており、適切な財務管理や税務申告を行っている。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
24 25 26 27	実績	★交付要件 青年等就農計画等に基づき農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ見込みがあるか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		経営規模 計画どおりの規模で経営できているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		生産量 計画どおりの量を生産できているか。品質の良いものを生産する努力を行っているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		売上高・所得 計画どおりの売上を計上できているか。計画どおりの所得を得られているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
28 29 30	制度	事業対応 交付主体からの改善指導に対し、改善の取組を行っているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		提出書類 就農状況報告等の書類が提出されているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		事業に対する理解 事業の内容や交付要件、返還規定等を正しく理解しているか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
31 32	※経営継 承者	★交付要件 既に農業経営を継承、もしくは従事して5年以内に経営継承して農業経営を開始する見込みがあるか	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		★交付要件 青年等就農計画等で認められた新規参入者と同等のリスクを負って経営を開始したか	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
33	※個別項目	資金返済状況 資金を借りている者のみ。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
34		★交付要件 所有権移転の確約書により要件を満たした者の履行状況および履行見込みがあるか。	1:不良 2:やや不良 3:概ねできている 4:できている
		各項目の評価基準 1:20%以下 2:40%以下 3:70%以下 4:71%以上 総合評価方法:1~4の4段階評価 (総合評価)/(項目数×4)×100(%) 100%~70% A 69%~30% B 29%~0% C	合計点 総合評価(A B C)

※B評価になった場合は重点指導対象。C評価は交付中止

評価結果の取扱いについて

A評価(良好) …継続交付または経営発展支援金

B評価(やや不良) …サポートチームを中心とした重点指導対象者として認定し、1年間の重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。

C評価(不良) …交付中止

(別表2)

岡山市農業次世代人材投資事業 中間評価基準 (令和3年度採択者用)

農業所得または農業収入の目標達成状況		該当する評価区分
1	経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね1/2を達成する者	A
2	設備投資等の経費がかさんだことが原因で、経営開始3年目の農業所得が、1の目標を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね1/2に達している者	
3	災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者	
4	2または3に該当する原因によらず、農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できていない者	B